

令和6年度 中小企業デジタル化推進に係る
経営課題解決ワークショップ運営等業務

業務仕様書

令和 6 年 5 月

岩手県商工労働観光部経営支援課

令和6年度 中小企業デジタル化推進に係る 経営課題解決ワークショップ運営等業務 仕様書

1 委託業務の概要

(1) 趣旨

本事業は、県内中小企業者等が、経営課題解決に資するデジタル化の実現に向けたワークショップ及びフォローアップを実施し、経営変革につながるデジタル化を推進しようとするものである。

(2) 業務件名及び数量

令和6年度中小企業デジタル化推進に係る経営課題解決ワークショップ運営等業務一式

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月12日（水）

(4) 委託料の上限額

4,034千円（消費税10%税込）

2 委託業務の内容

(1) ワークショップの実施

経営課題解決に資するデジタル化の実現に向け、経営における全体最適等の観点を踏まえた自社事業等の課題解決のためのデジタル化推進手法の理解促進を図ることとし、以下の内容すべてを含むこと。

ア 中小企業における経営管理や生産管理を模擬的に体験し、生産計画や生産工程、設備・人員配置などの条件を変更しながら、経営課題を可視化するとともに、その改善が財務状況に与える影響を分析し、最適化に向けたシミュレーションを行うこと。

イ アで実施した生産計画や生産工程、設備・人員配置の見直し等の、最適化に向けた具体的な改善手法を、参加者の所属する団体等に当てはめ、自社事業等の業務フロー図を作成した上で経営課題を可視化し、参加者が自ら解決手法を検討、選択する演習を行うこと。

ウ 参加者が経営課題の解決手法を検討する過程において、デジタル化によるデータ連携や自動化を実現することにより、デジタル化が効果的な工程を理解し、特定できるよう、県内企業におけるデジタル化の事例等を紹介すること。

エ 参加者が、自社事業等の経営課題解決に資するデジタル化に向けた手法を整理し、実践していくため、自社事業等の改善計画書を作成する演習を行うこと。演習にあたっては、デジタル化につなげていくための具体的なステップを助言すること。

オ 参加者同士の交流を図る時間を設けること。

(2) フォローアップの実施

ア 受託者は、ワークショップの実施日から2か月以内に、ワークショップで作成した業務フロー図や改善計画書を基に、オンライン等により参加者に対してフォローアップ

プを実施すること。

イ フォローアップは、参加者の効果的な経営改善やデジタル化につなげることを目的とし、ボトルネックの改善状況を確認した上で、実践につなげるためのポイントを助言すること。

ウ 受託者は、参加者とフォローアップ実施に関する調整を行うこととし、参加者に対し、日程・実施方法等を通知すること。

エ フォローアップは、ワークショップ参加者の所属する団体単位で実施することとし、20 団体以上に対して各 1 回以上実施すること。

(3) 参加対象者及び参加条件等

ア 参加対象者

県内に本店所在地を有する中小企業者、県内の商工指導団体等の職員

イ 参加条件

(ア) 生産性向上に資する経営改善やデジタル化推進を行なう意欲を持ち、ワークショップの実施日から 2 か月以内に実施するフォローアップに参加する意思を有していること。なお、商工指導団体等の職員の場合は、支援対象企業における支援の意思を有すること。

(イ) 経営課題解決の過程で選択した自社のデジタル化に向けた取組状況を、岩手県中小企業デジタル化支援ネットワーク(※注)の取組等を通して、県内企業及び県内産業支援機関等に対して発表することに同意していること。

ウ 参加者の募集及び参加料

(ア) 参加者の募集は、受託者においてホームページ等を活用して実施すること。

(イ) 参加者から参加料の徴収は行なわないこと。ただし昼食代は除く。

エ 参加者数

100 人以上とする。

オ 開催期間及び開催日

(ア) ワークショップ

県内 4 圏域ごとに、2 日間のワークショップを実施すること。

開催期間は 7 月～8 月上旬とする。

(イ) フォローアップ

ワークショップ実施後、2 か月以内に、オンラインにより 5 日間実施すること。

開催期間は 9 月～10 月とする

※岩手県中小企業デジタル化支援ネットワークについては、HPを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shinjigyoku/1071808/1057761.html>

(4) 受託者の業務遂行体制

ア ワークショップ及びフォローアップ等の実施に当たり、岩手県中小企業デジタル化支援ネットワークと緊密に連携を図るとともに、同ネットワークのセミナー等において、助言過程の情報共有など、事例発表への協力が可能な者であること。

イ 指導者として十分な実績を有する者が複数名所属する者であること。

ウ 過去に、経営改善のためのデジタル化を推進するワークショップ等を法人に対して実施し、当該内容を踏まえて中小企業者等に対してデジタル化に向けたフォローアップをした実績を有する者であること。

3 業務完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務完了報告書（一式）を県に提出し、完了検査を受けるものとする。

(1) 業務完了報告書の内容

- ア ワークショップの実施状況
- イ フォローアップの実施状況

(2) 提出期限

令和7年3月19日（水）

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、4の(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、4の(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

5 その他留意事項

本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査院による実地検査の対象となること。